

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市都市公園条例	使用料の減免	平成29年4月1日
<p>1 根拠条項 (使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>関係条項</p> <p>大分市都市公園条例施行規則（昭和60年大分市規則第16号）第18条第1項</p>		
<p>2 審査基準</p> <p>(1) 規則第18条関係の審査基準（有料公園施設（日吉原レジャープール及びチャイルドハウスを除く。）に限る。）は、次のとおりとする。</p> <p>ア 規則第18条第1項第2号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合とは、次に掲げる場合とする。</p> <p>(ア) 大分市スポーツ協会が主催する行事又は大分市スポーツ少年団が主催する行事（イに掲げる大会を除く。）に使用する場合</p> <p>(イ) 大分市スポーツ少年団に所属する団体が出場する大会（大分市スポーツ少年団の構成員（目的とする種目が限定されている場合は、当該種目に係る構成員に限る。）全員を対象として実施するものに限る。）に使用する場合</p> <p>(ウ) 大分市校区・地区体育協会又は大分市校区・地区スポーツ協会が主催する大会に使用する場合</p> <p>(エ) 大分市中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合</p> <p>(オ) 全国、九州及び大分県の中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合</p> <p>(カ) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の強化練習（大分市代表又は大分市代表選手を含む場合に限る。）に使用する場合（大会競技日前1か月間に限る。）</p> <p>(キ) 社会教育関係団体その他の公共的団体（大分市総合型クラブ連絡協議会、大分市PTA連合会、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会（校区単位以上）、クリーン推進員校区連絡会議（校区単位以上）、自治委員連絡協議会等の団体をいう。）が主催する行事（スポーツ大会、総会等に限る。）に使用する場合</p> <p>(ク) その他市長が認める行事に使用する場合</p> <p>イ 規則第18条第1項第3号に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校教育活動で使用する場合とは、次に掲げる場合とする。</p>		

(ア) 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合

(イ) その他市長が認める学校教育活動に使用する場合

ウ 規則第18条第1項第4号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認め
る場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。

(ア) 障害者（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する
身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第
123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」と総称する。）
の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、手帳を提示して使用する場合 障害者
に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、一の公園に存する一の有料公園施設に
おいて、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合（回数券を使用する
場合を除く。）にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）（回数券に係る使
用料を納付する場合にあっては、一時に納付する額）が1,000円に満たない場
合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

(i) 連続する複数の日における使用 各日の使用料

(ii) 同一日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額
(個人使用券その他の使用券、入場券等の交付を受けることにより規則第2条
の2第1項の手続きに代えようとする場合を除く。)

(イ) 障害者が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う
場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、一の公園に存する一の有
料公園施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつ
ては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては
全額、1,000円以上の場合にあっては半額

(i) 連続する複数の日における使用 各日の使用料

(ii) 同一日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(ウ) 障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）
が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害
者団体に係る使用料の合計金額（同一の障害者団体が、一の公園に存する一の有料
公園施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつ
ては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全
額、1,000円以上の場合にあっては半額

(i) 連続する複数の日における使用 当該連続する日における使用料の合計金
額

(ii) 同一日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(エ) 障害者の介護のために同伴する者（原則として障害者1人につき1人に限る。
以下「同伴者」という。）が使用する場合 同伴者各人に係る使用料の金額が1,0
00円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認
定こども園を除く。）が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

- (カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額
- (キ) その他市長が特に必要と認める場合 市長が認める額
- (2) 規則第18条第1項第1号に規定する日吉原レジャープールの審査基準は、次のとおりとする。
- ア 規則第18条第1項第2号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するために使用する場合」とは、次に掲げる場合とする。
- (ア) 社会教育関係団体その他の公共的団体（大分市総合型クラブ連絡協議会、大分市PTA連合会、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会（校区単位以上）、クリーン推進員校区連絡会議（校区単位以上）、自治委員連絡協議会等の団体をいう。）が主催する行事（スポーツ大会、総会等に限る。）に使用する場合
- (イ) その他市長が認める行事
- イ 規則第18条第1項第3号に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校教育活動で使用する場合とは、次に掲げる場合とする。
- (ア) 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合
- (イ) その他市長が認める学校教育活動に使用する場合
- ウ 規則第18条第1項第4号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認める場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。
- (ア) 障害者が、手帳を提示して使用する場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、日吉原レジャープールにおいて、同一の活動内容で連続する複数の日ににおける使用を行おうとする場合（回数券を使用する場合を除く。）にあっては、各日の使用料）（回数券に係る使用料を納付する場合は、一時に納付する額）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額
- (イ) 障害者の介護のために同伴者が使用する場合 全額
- (ウ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認定こども園を除く。）が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額
- (エ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額
- (オ) その他市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

注1 総会等とは、総会及び団体に所属する構成員全員を対象として行う研修会、勉強会等をいう。

2 スポーツ大会（県民スポーツ大会及び国民スポーツ大会を除く。）とは、団体に所属する構成員全員を対象として実施するものに限る。

3 営利を目的としない文化活動等とは、事業収益が見込まれない文化活動、総会

等、レクリエーション活動、スポーツ活動、スポーツ大会その他の大会をいう。ただし、実費のみの徴収又は大分市社会福祉協議会、市内の障害者施設若しくは障害者団体に寄附（一の施設又は一の団体のみに対してするものを除く。）を行う場合は、事業収益が見込まれないものとする。

3 標準処理期間

2日